

広域型施設の大規模修繕補助制度の概要について

(福祉長寿局介護保険課)

1 制度の目的

2040（令和22）年に介護施設需要がピークを迎えることを踏まえ、施設を適正に維持するため、今後、大規模な修繕工事のニーズの増加が見込まれることから、令和6年度から、社会福祉法人等が実施する、広域型施設の大規模修繕工事に対して助成する。

2 助成制度の概要

区分	内容	補足等
創設時期	令和6年度～	
対象施設	<u>定員30人以上</u> の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（※）、介護医療院 (政令市を除く、公立を含む)	※介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設 ※施設内で実施されている対象施設以外の事業（デイサービス、訪問介護等）は補助対象外
対象経費	施設の改修、付帯設備の改造等の費用	・ <u>対象工事</u> 交付要綱 別表2のとおり ・ <u>対象経費</u> 交付要綱 別表3のとおり
補助率	3/4	・3年ごとに執行実績等を踏まえ見直し予定
補助単価	1,230千円/人	
補助額	いずれか低い方 ①対象事業費×3/4 ②1,230千円/人×定員	
下限工事	対象事業費 3,000万円以上	
経過年数	15年	・施設建築後から15年以上経過していること。 ・又は当該施設が大規模修繕の補助を受けている場合は、補助後15年以上経過していること。
その他	補助後15年以上、当該施設で事業を継続見込みであること	・ <u>施設の長寿命化計画（修繕計画）等が策定され、</u> 補助後15年以上、当該施設を使用する見込みであること。

※詳細は、「介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱」及び「介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要領」を確認してください。